特例直結直圧方式給水の条件承諾書

年　　月　　日

　米原市長　　　　　　様

申込者

住所

氏名

電話

|  |  |
| --- | --- |
| 給水装置使用場所 | 滋賀県米原市 |
| 建物の名称 |  |

特例直結直圧方式給水について、次のことを承諾します。

１　使用者等への通知

　　直結直圧方式は受水槽方式と異なり、断水や水圧低下のときに貯留機能がないため、水が使用できなくなることを承諾します。

２　条例等規定の遵守と管理区分

　　計画ならびに設計・施工上の必要な事項については、米原市水道事業給水条例および米原市の規定する基準等を遵守するとともに、米原市の水道メーターより後の給水装置については、当方の責任で維持管理（漏水防止、修繕工事等）します。

３　水道メーターの交換

　　　水道メーターは検針等に支障のないよう維持管理します。また、計量法に基づく水道メーターの定期交換および異常等による交換の際には、米原市水道事業に協力し一時的に断水となることを承諾します。

４　損害賠償

　直結直圧方式に起因する事故が発生し、米原市水道事業および他の使用者等へ損害を与えた場合は責任を持って補償します。

５　紛争の解決

　　上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、直結直圧方式に起因する紛争等については、当事者間で解決し、米原市には一切迷惑をかけません。

６　増圧装置の設置

　　　給水栓を設置する建物の階数、使用水量、系統切替や配水幹線の断水等による変更等による水圧の変更により、給水上の支障が生じた場合またはおそれがある場合は、給水装置の所有者の負担において増圧装置を設置します。

　　　つきましては、計画段階であらかじめ増圧装置の設置スペースを確保します。

　７　管理人等の継承

　　　所有者または管理人を変更するときは、変更後の所有者または管理人に本給水装置が条件承諾付きであることを熟知させます。